

コロナ禍における債務整理 ～被災ローン減免制度の相談対応～

2020年12月から、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(被災ローン減免制度(被サロ)、以下「ガイドライン」という。)が新型コロナ禍により債務の返済に困っている方(給与所得者その他の個人や個人事業主)について運用を開始されています。2021年6月23日現在、登録支援専門家の委嘱申し出は、約1000件であり、ガイドラインによる債務整理が成立した案件は、全国で4件であり、まだ多くはありません。しかしながら、今後、返済を猶予されていたコロナ関連融資についての支払いが始まることが予想されますが、コロナ禍は未だに続いており、直ちに経済が回復するとは思えず、返済に窮する者も多数でくると予想されます。このガイドラインによる債務整理は、信用情報に載らない、原則保証人に請求されない、弁護士費用がかからないなど、債務者にとってメリットがある制度です。

そこで、日本弁護士連合会の日弁連自然災害債務整理ガイドラインWG委員の亀山元弁護士(大阪弁護士会)を講師に招いて、ガイドラインをきちんと理解し、法律相談センターなどで、突然、債務者からガイドラインの相談を受けたとしても、適切に回答できるようにするための研修会を企画しました。

なお、会場での研修は、いわゆる三密となる恐れがあるため、ウェブ会議システムであるZOOMウェビナー(YouTubeを利用した同時配信を含む)を利用した講座を実施したいと考えます。この場合、遠隔地からの参加も容易となりますので、当連合会以外の弁護士にも広く受講していただきたく考えています。また、各単位会におきましては、本研修を登録支援専門家への登録の際の指定研修にさせていただき、登録支援専門家の拡充を図っていただければと思います。

方法

ZOOMウェビナー及びYouTubeのアクセス情報につきましては、関弁連事務局(03-3581-3838)にお問い合わせください。

※ WEB配信のため、回線状況によっては通信が滞る可能性もございます。

※ YOUTUBE配信には若干のタイムラグが生じます。また、コメント欄はご利用頂けません。

費用

無料

内容

2021年(令和3年)7月30日(金)

18時～19時15分

○講師: 亀山 元 弁護士

(大阪弁護士会, 日弁連自然災害債務整理ガイドラインWG委員)

お問い合わせ: 関東弁護士会連合会

TEL

03-3581-3838